さいたま市条例第４０号

# さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例

（設置）

第１条　さいたま市新庁舎の整備に伴い、財政負担の軽減、来庁者等の利便性の向上及びにぎわいの創出を目的とした事業所、商業施設、宿泊施設その他の民間機能の整備に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　事業者の選定基準の策定に関すること。

⑵　事業者の選定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　市職員

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による審議を終える日までの間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６　会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

（守秘義務）

第７条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。